

返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者が、早期退職した場合、当社はその期間に応じ、以下の通り、支払われた報酬を応募者の退職日より起算して1か月以内に申込者様に返還するものとします。ただし、求人者との個別の契約において、以下の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1. 入社日から1か月以内の退職の場合 | 80%を返還する |
| 2. 入社日から1か月を超え2か月以内の退職の場合 | 50%を返還する |
| 3. 入社日から2か月を超え3か月以内の退職の場合 | 30%を返還する |

許可番号 23-ユ-302829

事業所の名称及び所在地 櫻花国際パートナーズ合同会社

愛知県一宮市貴船一丁目1番19号
